

熊本県公報

第 1 1 7 1 3 号
平成 20 年 6 月 30 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業所の指定（短期入所生活介護）……………（高齢者支援総室） 1
 - 指定介護予防サービス事業所の指定（介護予防短期入所生活介護）……………（ ” ） 1
 - 道路区域の変更……………（道路保全課） 1
- 登 載 依 頼**
- 平成 20 年度第 1 回熊本県医療審議会の開催……………（医療政策総室） 2

告 示

熊本県告示第 604 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 20 年 6 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（短期入所生活介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
風の木苑 熊本市西原一丁目 11 番 63 号	社会福祉法人永幸福社会	平成 20 年 6 月 20 日

熊本県告示第 605 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 20 年 6 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防短期入所生活介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
風の木苑 熊本市西原一丁目 11 番 63 号	社会福祉法人永幸福社会	平成 20 年 6 月 20 日

熊本県告示第 606 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 20 年 6 月 30 日から 60 日間、熊本県土木道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 20 年 6 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	遠原渡線	球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字水ノ本 1279 番 2 地先から	前 前	4.8 ～ 7.0	87.0	単道改

	同所 1304 番 1 地先まで	後	5.3 ～ 15.4	85.0
	球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字小長野 274 番 1 地先から	前	4.2 ～ 15.5	192.0
	同所 254 番地先まで	後	7.5 ～ 25.0	228.8

2 区域を変更する期日 平成 20 年 6 月 30 日

登載依頼

熊本県医療審議会公告第 1 号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。
平成 20 年 6 月 30 日

熊本県医療審議会会長 北野 邦俊

- 1 開催日時
平成 20 年 7 月 8 日（火）
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題
 - (1) 議案
 - ア 医療法人の解散認可について
 - イ 理事長選任特例認可について
 - ウ 平成 19 年度医療提供体制推進事業費補助金及び平成 19 年度医療提供体制施設整備交付金における事業計画の事後的評価について
 - (2) その他
医療審議会医療法人部会委員の指名について
 - (3) 報告事項
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部医療政策総室）
（電話 096-333-2205）